

道路占用許可申請手続きについて

◇ 道路占用許可とは

野々市市道敷地（道路側溝や歩道も含む）にやむを得ず工作物・物件または施設を設け、継続して道路を使用する場合に道路管理者が許可するものです。工作物・物件または施設としては以下のようなものが挙げられます。

例)

- ① 乗入れの為にゲレチング および蓋版
- ② 工事用の足場や敷鉄板を道路敷地にはみ出して設置する場合
- ③ 各町内会のゴミステーション
- ④ 電柱、上空の架線、支線等
- ⑤ 通信線や水道管・消雪管などの地下埋設物

◇ 道路許可申請書の提出

・ 道路占用許可申請書
添付書類

- ・ 施工箇所位置図
- ・ 計画図面（平面図、断面図、その他）
- ・ 現地写真（施工箇所をマーキングしたもの）
- ・ その他必要図面等（誓約書等）

2部提出

（1部は許可書と一緒に申請者の控えとしてお返しします。）

申請手続きは、工事着手予定日の1週間前までに提出してください。

申請書の提出があれば、内容審査（道路構造上支障がない、安全上問題ない）を行った上で許可書を発行いたします。

工事に着手する前に『工事着手届』を提出してください。

◇ 工事が完成したら・・・

工事が完成したら速やかに、工事の着手前、施工中、竣工後の現場写真を添付して、『工事完成届』を提出してください。